

仕 様 書

1 件名

あきる野市学童クラブ入退室管理システム導入業務委託

2 目的

あきる野市の学童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入し、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報の共有を図り、継続的かつ安全・安心な学童クラブ運営を行うことを目的とする。

3 履行場所

別紙「設置場所一覧」のとおり

4 履行期間

- (1) システム導入期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (2) システム稼働期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 利用児童数

1,300人（令和5年4月1日現在）

※職員含む

6 業務内容等

(1) 基本方針

本業務は、以下の方針に基づき、導入業務等を行うこと。

- ア 利用児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減に寄与するシステムであること。
- イ 個人情報の保護等、セキュリティ体制が整備されていること。
- ウ 職員、保護者とも容易に操作が可能であること。
- エ 稼働から5年間以上、安定した利用が可能であること。
- オ 市や学童クラブからの問合せに対してのサポート体制が整備されていること。

(2) 業務内容

ア システム及び機器の導入

- (ア) 必要な機器の調達、設置及び導入に係る初期設定
- (イ) 通信環境の整備（通信モジュール、ポケットWi-Fi等）
- (ウ) 運用テスト及び不具合の修正

イ 設置機器及び台数

- (ア) ICカード読み取り機 16台
- (イ) 管理用端末（タブレット） 16台
- (ウ) 通信機器（通信モジュール、ポケットWi-Fi等） 16台
- (エ) ICカード 2000人分（予備含む）
- (オ) 各機器に必要なケーブル類（各施設分）
- (カ) その他、機器設置に必要なもの

ウ 研修・稼働支援

- (ア) 稼働開始までに、管理者および学童クラブ職員に対する操作・運用研修を行うこと。
- (イ) 操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。
- (ウ) 操作方法を説明した動画を提供すること。
- (エ) 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張ができること。

- (オ) 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。
- (カ) 新たな機能を拡張する場合、追加費用がかからないこと。

エ 管理運用及び保守

- (ア) 導入機器については、運用期間中の保守を行うこと。
- (イ) 受託者は、各施設のリーダーの通信状況を確認することができ、非常時にはリモートで情報を収集・解析し、状況に応じた適切な対応を行うこと。
- (ウ) 24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前にしと協議し、通知やお知らせを行うこと。
- (エ) 施設職員からの問合せ窓口を設け、平日の9時から18時の間で稼動していること。
- (オ) 入退室管理システム設置施設の増設や移設等が必要な場合は、柔軟に対応すること。

7 機能要件

機能確認書（様式第7号）のとおり。

8 機器要件等

- (1) ICカードは、個人情報は一切記録されない仕組みとなっていること。
- (2) 読み取り機は、非接触型であること。また、パソコンに接続することなく使用できる専用機であること。
- (3) 読み取り機の大きさは、幅、奥行ともに省スペース性に優れたものであること。
- (4) 1枚当たり1秒のペースで読み取りが可能であり、児童が複数人入室した場合もスムーズな入室が可能であること。
- (5) 機器に不具合が生じた場合は、速やかに代替品に交換等の対応をすること。また、不具合の原因を調査し、市に報告のうえ、迅速に復旧させること。
- (6) 施設に回線トラブルが生じた場合（オフラインの状態）においても、ICカードの読み取り情報をICカード読み取り機に保存できること。また、回線復旧後には、ICカード読み取り機に保存されていた情報が自動的にサーバにアップロードされる仕組みであること。
- (7) ICカード読み取り機と管理用端末がサーバへ接続するための通信機器は、入退室システム専用となっており、他のサイトへの接続や不要なアプリのダウンロード等ができない仕様であること。
- (8) 納品場所、納品時期等については、市と協議の上、決定すること。

9 システム構成・セキュリティ要件

- (1) サービスはクラウドサービスで提供すること。
- (2) 読み取り機及びブラウザとサーバ間の通信は、SSL/TLSで暗号化されていること。
- (3) 冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- (4) データセンターは国内に設置された専用施設で、耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- (5) データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、非常用電源（自家発電機）を備えていること。
- (6) データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が取られていること。
- (7) データセンターの入室に際しては、ICカード、静脈認証等の個人認証に基づき、365日24時間の監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。
- (8) データセンターの運営事業社は、プライバシーマークまたはISMS認証（ISO27001）を取得していること。
- (9) サーバに蓄積するデータは、1日1回以上のバックアップにより、最新の5世代以上の保持・バックアップ及び復元ができること。
- (10) サーバの運用監視・保守については、クラウドサービス提供者で実施すること。
- (11) 個人情報の取扱いは、別紙「個人情報取扱特記事項」及び「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を遵守すること。
- (12) 個人情報保護のため、所属施設・氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可能なこと。

(住所、電話番号等の個人情報は入力できない仕組みになっていること)

10 契約後の導入スケジュール

次のスケジュールを基本として、詳細については別途協議の上、決定する。なお、本業務については、業務の特性や繁忙期、職員の負担等を考慮した上で、最も効率的で確実なスケジュールを策定すること。また、システム導入に際し、本市との役割分担を明確にすること。

基本スケジュール（予定）

令和6年1月～3月 機器の調達・設置、初期設定

令和6年2月～3月 研修等

令和6年4月1日 本稼働

11 支払方法

システム導入に係る費用は、業務完了後に一括払いとする。

システム稼働に係る利用料、保守費等については、当該年度の契約金額を12で分割した額を履行の翌月に受託者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を年度最終月に加えて支払うものとする。また、支払いについては、受託者から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

12 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

13 その他特記事項

- (1) 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているため、環境に係る市の活動に協力すること。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）ほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙「あきる野市における契約に関する特約書」に定めるところによる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議の上、定めるものとする。